

対イラン・イスラム共和国 国別開発協力方針

平成 29 年 7 月

1. 当該国への開発協力のねらい

イランは、約8,000万人の人口とともに豊富な石油及び天然ガス資源を擁している。また、シーレーンの要衝であるホルムズ海峡に面すると同時に中央アジア諸国とインド洋をつなぐ位置にあるなど地政学的重要性を有し、中東地域の平和と安定に役割を果たしうる地域大国である。一方で、平成28年1月にイランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA）。以下「核合意」という。）に基づき核関連の制裁が解除されたものの、経済・社会開発の停滞や、国内における格差・貧困の発生といった多様な開発課題を抱えている。

我が国とイランとの間には伝統的友好関係が存在しており¹、我が国にとって、イランは重要なエネルギー供給国かつ有望な市場である。一方、イランにおいては、我が国の技術者・企業・製品に対する信頼は厚く、日本企業のイラン進出をはじめ、我が国の協力に対する期待は高い。したがって、イランの経済・社会の安定・発展に協力することは、我が国と同国との経済関係の更なる強化や、中東地域の平和と安定を通じた我が国のエネルギー安全保障の確保を図る上で重要である。また、我が国が自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連結性を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する上でも、イランとの協力関係は戦略的意義を有する。さらに、イランとの伝統的友好関係を一層拡大するとともに、地域諸国との信頼醸成・連結性強化を含む制裁解除後のイランの国際社会への統合を後押しする観点からも、イランに対する開発協力を行う意義は大きい。

2. 我が国のODAの基本方針（大目標）：イランとの伝統的友好関係の拡大及びイランの国際社会への統合に向けた支援

我が国は、イランの国家開発計画に沿いつつ、日・イラン経済関係強化に資する、日本企業・製品進出の呼び水となるような開発協力を実施することにより、両国の伝統的友好関係を更に拡大する。加えて、イランによる核合意の着実な履行を後押ししつつ、国際社会への統合に向けた同国の改革努力を支援する。

3. 重点分野（中目標）

（1）経済・社会基盤の強化

経済制裁の影響により、社会インフラの更新が長年停滞してきたイランでは、制裁解除を契機として、社会インフラの更新を始めとする経済活動の活発化に取り組んで

¹ 我が国は、1958年の「日本国とイランとの間の経済及び技術協力協定」の署名以来、イランに対する開発協力を実施。

いる。このため、我が国は、イランの安定的かつ質の高い経済成長を促進する観点から、経済活動の基礎となる電力・エネルギー、運輸・交通、民間セクター開発等の分野において、電力需要の増加を踏まえた発電施設の整備、貿易・物流等の面での産業の多角化及び雇用の創出等に関する支援を行う。また、国民の生命と安全・安心を守る観点から、防災、保健医療、水資源管理、農業等の分野において、自然災害・重大事故に強い強靱な国づくり、保健医療サービスの向上、水資源管理能力の向上、格差是正に向けた貧困層の生計改善等に関する支援を行う。

(2) 持続可能な開発

イランでは、近年、都市化や都市人口の増大が進んだ結果、深刻な大気汚染の発生や廃棄物の増加など都市環境の著しい悪化が見られる上、今後、制裁解除に伴う急速な開発が予想される。また、大規模な開発や少雨化等の影響により、湿地・湖沼等の自然環境も悪化しており、環境・気候変動への対応は喫緊の課題となっている。このため、我が国は、持続可能な社会の構築を促進する観点から、自然環境保全や環境汚染対策、地球温暖化対策として、効率的なエネルギー利用への協力をはじめ、環境管理能力の向上等に関する支援を行う。

(3) 国際社会や周辺地域との関係強化

イランに対し、責任ある地域大国として中東地域の平和と安定や国際社会の安全保障等に貢献するよう促していくためには、核合意の着実な履行と国際社会や周辺諸国・地域との協調を後押しすることが重要である。このため、我が国は、イランをJCPOAの着実な履行の下で国際社会や周辺地域と一層連携させる観点から、原子力安全等の向上、国際標準に則した国内制度の強化、周辺諸国との連結性の強化、三角協力の展開、麻薬対策能力の向上等に関する支援を行う。

4. 留意事項

対イラン制裁が一部継続中であることに加え、核合意の履行において、イラン側に重大な違反があれば、再度制裁が科される可能性（スナップバック条項）があることに留意する。

(了)

別紙： 事業展開計画